

## 栄養教諭の適切な配置を求める意見書

現在、学校現場では、個に応じたきめ細やかな指導が推進される中、児童生徒の食の安全の観点から、給食の栄養管理やアレルギー対応等についても丁寧な取組が求められている。また、子供たちが食についての正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって健康な生活を送るための食育指導も推進されている。

食の安全や食育指導の中核的役割を担うため平成17年度に創設された栄養教諭は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において一定数の配置が求められている。しかし、例えば、給食を単独で実施している学校については児童生徒数が550人以上の場合は1人、549人以下の場合は4校に1人の配置となっているなど、子供たちにその指導が十分行き届いているとは言えない。また、1人の栄養教諭が複数校を担当するケースも多いことから業務の負担が大きく、多忙化につながっている現状がある。

よって国においては、全ての児童生徒において、食の安全が確保され、十分な食育指導を受けることができるよう、栄養教諭の適切な配置の実現を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月8日

静岡県議会議員 落合 慎悟

衆議院議長  
参議院議長

内閣総理大臣  
総務大臣

文部科学大臣

あて